

安定調達比率(NSFR)市中協議文書、 流動性カバレッジ比率(LCR)への追加事項 の概要

2014年2月
金融庁／日本銀行

目次

1. 安定調達比率(NSFR)市中協議文書

- (1) 背景
- (2) 定義、実施時期
- (3) 見直しのポイント
- (4) 資産・負債(及び資本)項目と算入率一覧
- (5) 変更内容一覧

2. 流動性カバレッジ比率(LCR)への追加事項

- (1) LCRの開示要件
- (2) 市場ベースの流動性指標に関する当局者向けガイダンス
- (3) LCRと制限された流動性与信枠

(注) NSFRはNet Stable Funding Ratio、LCRはLiquidity Coverage Ratioの略。

1: 安定調達比率(NSFR)市中協議文書

(1) 背景

- 2010年12月に「流動性リスク計測、基準、モニタリングのための国際的枠組み」文書を公表。
- NSFRは、LCRと共に国際的に共通の流動性規制として導入されることを踏まえ、2018年1月迄の間を「観察期間」とし、この期間に「意図せざる影響」等を確認し、必要に応じて2016年半ばまでに見直しを行うこととされていた。
- 部会では、2010年のNSFR案がどの程度問題銀行の判別能力を有しているかについて、定量的な分析作業を行ってきたところ。
- その結果、2010年のNSFR案で高い水準の銀行でも、リーマン危機後の破綻が少くないことが判明。その背景として、① 問題銀行は、総じてホールセール調達の割合が高い、② 短期のマッチド・ブック取引、デリバティブ・トレーディング資産など「適格流動資産(HQLA)以外の短期資産」の保有割合が高い、という傾向が確認された。
- 今回の市中協議案では、銀行の満期調整機能を阻害しない様に留意しつつも、銀行がバランスシートを拡大する一方で、コストを抑える為に、短期のレポ取引やホールセール調達に過度に依存することの弊害も考慮した。

1: 安定調達比率(NSFR)市中協議文書

(2) 定義、実施時期

<定義>

- 安定調達比率は、長期(満期1年以上)の融資等の資産(所要安定調達額。オフ・バランス資産を含む)を安定的な調達(自己資本・負債)によってカバーすることを求めるもの。

$$NSFR = \frac{\text{利用可能な安定調達額(資本+預金・市場性調達の一部)}}{\text{所要安定調達額(資産} \times \text{流動性等に応じたヘアカット)}} \geq 100\%$$

<実施時期>

- 2010年時点では、2016年半ば迄に見直しを完了し、2018年から実施予定であった。
- 今回、定量的影響度調査(QIS)の結果等を踏まえ、年内にNSFRに関する最終規則を定める予定に変更。
- 今回の市中協議文書へのコメント期限は、2014年4月11日。

1: 安定調達比率(NSFR)市中協議文書

(3) 見直しのポイント その1

- ・ 残存期間1年未満の資産・負債を「6ヶ月未満」と「6ヶ月以上1年未満」の2つに区分し、算入率の水準調整を行なった。
 - 銀行間の取引の算入率は、借入／貸出の残存期間が共に6ヶ月未満で資産・負債の算入率が両方とも0%、6ヶ月以上1年未満で同50%、1年以上で同100%とした。
- ・ 担保に差し入れている期間が6ヶ月以上1年未満の資産は、すぐに処分可能な資産と分けて取扱うこととした。
(注)但し、中央銀行の長期オペレーションの対象となる担保資産はこの取扱いの対象外。
- ・ HQLAは、LCRと平仄を合わせる形で算入率を低く設定した。
 - レベル1資産:5%、レベル2A資産:15%、レベル2B資産:50%
- ・ オペレーションアル預金(カストディ、クリアリング、キャッシュマネジメント・サービス等に使われる預金)についても安定性を考慮した。

1: 安定調達比率(NSFR)市中協議文書

(3) 見直しのポイント その2

- NSFRでは、資産、負債のミスマッチを捕捉しようとしている。しかしながら、銀行は、もともと満期など様々なミスマッチを作り出すことを通じて実体経済に資金供給を行っており、NSFRを過度に制約的な設計にしてしまうと弊害も生じてくる。
- こうした点を意識し、安定的な預金による資金調達を行って健全な債権を保有することを阻害しない方向に算入率の設定を変更。
 - リテール預金の算入率を2010年の水準から見直し
 - ① 安定預金: 90%から95%に引上げ
 - ② 準安定預金: 80%から90%に引上げ
 - 資産の質を考慮した算入率を設定
 - ① HQLA以外の正常債権: 85%
 - ② 高品質の住宅ローン等の資産: 65%

1: 安定調達比率(NSFR)市中協議文書

(3) 見直しのポイント その3

- HQLA以外の残存期間1年以内の資産(短期のマッチド・ブック取引を含む)については、対応する調達との関係を勘案して算入率の水準調整を行ない、50%とした。
 - もし対応する調達のロール・オーバーに失敗した場合、短期資産であるからといって必ずしも換金可能ではない。
 - ① 金融機関向け(特にノンバンク)貸出は0%から50%に引き上げ。
 - 貸出などの正常資産について、残存1年超と1年以内とで区別した。
 - ② リテール、中小企業向け貸出は85%から50%に引き下げ。
 - ③ ホールセール向け貸出は50%に据え置き。

安定調達比率(NSFR)市中協議文書

(4) 資産・負債(及び資本)項目と算入率一覧

所要安定調達額【NSFRの分母】	
項目	算入率
・現金、中銀預け金	0%
・銀行向け貸付(残存6か月未満)	
・処分制約のないレベル1資産 (現金、中銀預け金を除く)	5%
・処分制約のないレベル2A資産	15%
・処分制約のないレベル2B資産	
・6か月以上1年未満の処分制約のあるHQLA	
・銀行向け貸付(残存6か月以上～1年未満)	
・自行以外の金融機関に預け入れている オペレーション預金	50%
・処分制約のない資産(残存1年未満)	
・処分制約のない住宅ローン(残存1年以上、 RW35%以下)	
・処分制約のない、非金融機関、ソブリン、中銀、 PSE等向け貸付(残存1年以上、RW35%以下)	65%
・金などのコモディティ資産	
・処分制約のない正常債権(残存1年以上、金融 機関向けを除く)	85%
・デフォルトしていないHQLA以外の証券	
・1年以上の処分制約のある資産	
・デリバティブ取引のネット受取額	
・その他資産(デフォルトしている証券、固定資産等)	100%

利用可能な安定調達額【NSFRの分子】	
項目	算入率
・規制上の資本(但し、残存1年未満のTier2は除く)	100%
・長期負債(残存1年以上)	
・個人・中小企業からの「安定」預金 (満期の定めなし、または残存1年未満)	95%
・個人・中小企業からの「準安定」預金 (満期の定めなし、または残存1年未満)	90%
・非金融業の企業顧客からの預金等 (満期の定めなし、または残存1年未満)	
・ソブリン、PSE等からの資金調達 (満期の定めなし、または残存1年未満)	50%
・オペレーション預金	
・その他の負債(金融機関、中銀からの資金調達を 含む、残存6か月以上～1年未満)	
・その他の負債(金融機関、中銀からの資金調達を 含む、残存6か月未満)	
・その他の資本	
・デリバティブ取引のネット支払額	0%

(注)- 銀行の定義は今後検討。

- レベル1、2A、2B資産は、LCRの分子として算入できるHQLA。市場流動性等の高低に応じて、
高い順にレベル1、2A、2Bと3分類されている。
- RWは、バーゼルⅡ・信用リスクの標準的手法におけるリスクウェイトを指す。

安定調達比率(NSFR)市中協議文書

(5) 変更内容一覧 その1

	2010年ルール	2014年市中協議	緩/厳
<分子(負債)>			
リテール(個人、中小企業)安定預金 (残存:1年超)	90%	95%	緩和
リテール準安定預金 (残存:1年超)	80%	90%	緩和
オペレーション預金 (カストディ・クリアリング・キャッシュマネジメント)	法人預金と区別せず	50%	緩和
1年以内の調達 (残存:6ヶ月～1年)	0%または50%	50%	—
1年以内の調達 (残存:～6ヶ月)	0%または50%	0%	—
ソブリン・中銀・MDB・PSEからの預金 (残存:～6ヶ月)	50%	0%	厳格
銀行からの借入 (残存:6ヶ月～1年)	0%	50%	緩和
銀行からの借入 (残存:～6ヶ月)	0%	0%	—
<分母(資産)>			
処分可能なHQLA資産 (HQLA: レベル1資産)	5%	5%	—
処分可能なHQLA資産 (HQLA: レベル2A資産)	20%	15%	緩和
処分可能なHQLA資産 (HQLA: レベル2B資産)		50%	追加
処分可能なHQLA資産 (残存:～1年)	0%	満期による区別なし	厳格
すぐに処分出来ないHQLA資産 (処分制約:6ヶ月～1年) ※担保に差し入れている場合など	処分可能な場合と同じ掛目	50%	厳格
すぐに処分出来ないHQLA資産 (処分制約:～6ヶ月)	処分可能な場合と同じ掛目	処分可能な場合と同じ掛目	—
処分可能な金・上場株式・(A+～A-格の)社債等	50%	レベル2B資産のみ考慮	厳格
処分可能、残存1年以内のリテール・中小企業向け貸出	85%	50%	緩和
ノンバンク金融機関向け貸出 (残存:～1年)	0%	50%	厳格
銀行向け貸出 (残存:6ヶ月～1年)	0%	50%	厳格
銀行向け貸出 (残存:～6ヶ月)	0%	0%	—
その他の資産 (残存:～1年)	0%	50%	厳格
その他の資産 (残存:1年超)	100%(全て一律)	85%(正常) ／100%(その他)	緩和

(注) 銀行間の取引については、貸出と借入とで影響を中立化するために期間毎に同じ算入率を設定

安定調達比率(NSFR)市中協議文書

(5) 変更内容一覧 その2

	2010年ルール	2014年市中協議	緩/厳
最低水準			
	100%超	100%以上	—
<分子(負債)>			
・協同組織金融機関の法令等で定められている系統預金 ルックスルーして、リテール/法人預金に分ける	75%／50% (前者:80%より5%低い)	90%／50% (90%は同水準)	緩和

2. 流動性カバレッジ比率(LCR)への追加事項

(1) LCRの開示要件 その1

- 2013年7月に市中協議文書を公表(10月コメント締切)
- 市中からのコメントの論点は、以下の通り
 - ① 開示の開始時期
実施の延期、あるいはLCRの段階的実施に準じた対応を求める内容
 - ② LCRの計算には、月次平均ではなく、日次データの平均を利用すること
日次平均を算出するためのオペレーションコストの負担
新しい指標を公表する実務上の負担
 - ③ 開示テンプレートの粒度(granularity)
より詳細な内容を求める動きと、より簡便な開示を求める声あり
 - ④ 開示テンプレートに関する追加ガイダンスについて
銀行の自由度の高い箇所と自由度が制限された箇所が混在
- 情報開示強化による市場規律の向上と、特にストレス時における何らかの憶測発生の防止とのバランスが大切

2. 流動性カバレッジ比率(LCR)への追加事項

(1) LCRの開示要件 その2

- 最終規則の内容は以下の通り
 - 適用範囲: LCRで定めた国際基準行と同じ
 - 開始時期: 2015年より実施
 - 計算方法: 2016年末迄は月次の計数の平均で可とするが
2017年からは日次の平均を計算する
(データをアップデートする頻度の向上が求められる)
 - テンプレート: “Unweighted Value”を記載する欄の数を減らす
(注)“Weighted Value(算入率等を適用した後の値)”の計数は“Unweighted Value(算入率等を適用する前の値)”の計数にヘアカット(分子)や流出率(分母)を掛けた値。
 - ガイダンス: (市中協議文書から)変更なし

2. 流動性カバレッジ比率(LCR)への追加事項

(2) 市場ベースの流動性指標に関する当局者向けガイダンス

- LCRの分子を構成するHQLAに係る適格性の判定において、定性情報や外部格付け情報等以外にも「市場データ」に基づき、監督当局がより厳格な判定を行うに当たっての材料を提供するもの。
- 市場ベースの流動性指標(Market-based indicator。MBIと呼称)によって確認できる情報を基に、LCR規制の規則文書で明記されていなかった資産をHQLAに追加したり、レベルを引き上げたりすることは禁止。
 - 市場データは、① 資産属性(デフォルト確率やボラティリティが高い資産は市場流動性が低いこと等)、② 規模や透明性など市場構造(取引量、トレード価格情報の入手可能性)、③ 市場流動性(ビッド・オフ・オファー・スプレッド、資金化に要する平均日数など)といったカテゴリー毎に数多くの指標が紹介されている。

2. 流動性カバレッジ比率(LCR)への追加事項

(3) LCRと制限された流動性与信枠

- 制限された流動性与信枠

<内容>

- 中銀からの流動性与信枠を、適格流動資産(HQLA)として認めるもの

<最低要件>

- HQLAの中では、レベル2B資産として勘案する(上限はHQLA全体の15%)
- 平常時に国債等の利回りを上回るコミットメント・フィーを徴求する
(与信枠の75b.p.か、他のHQLA調達コストに25b.p.を加えた水準のうち高い方、また危機時にはフィーを引き下げることも可能)
- 銀行は与信枠の担保として枠をフルカバーできる資産を差入れる
- 各国当局は、中銀与信枠への算入を認める場合、市場全体に亘る危機時の特定と共に、その内容を開示する
- 中銀与信枠の分子への算入実施状況はピア・レビューの対象

<適用について>

- 各国は流動性与信枠を認めるか否かの裁量権を持つ